

## 指定管理者総合評価シート

## 1 施設の概要

|      |  |       |              |
|------|--|-------|--------------|
| 施設名  | 旭川市西神楽公民館  | 所在地   | 旭川市西神楽南2条3丁目 |
| 設置目的 | 生活に即する教育、学術及び文化に関する各種事業を行い、もって住民の教養の向上、健康増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。   |       |              |
| 規模   | 敷地面積 7,721.42㎡(西神楽市民交流センター敷地)<br>建築面積 1,502.02㎡(西神楽市民交流センター)<br>延床面積 1,486.88㎡(うち公民館分151.08㎡)<br>構造 鉄筋コンクリート一部鉄骨造平屋建<br>室名 講堂(就実分館分 会議室 調理室 集会室 和室)<br>※ 令和3年3月8日西神楽公民館本館は西神楽農業構造改善センターへ移転 | 設置年月日 | 平成2年10月10日   |

## 2 指定管理者が行う業務等

|           |  |           |                       |        |    |
|-----------|--|-----------|-----------------------|--------|----|
| 指定管理者名    | 西神楽センター運営委員会   | 指定期間      | 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで |        |    |
| 指定管理業務の内容 | (1)社会教育法第22条各号に掲げる公民館の事業に関すること。<br>(2)公民館の使用の承認に関すること。<br>(3)使用料の徴収及び還付に関すること。<br>(4)公民館の施設及び設備の維持管理に関すること。<br>(5)その他委員会が定める業務 | 指定管理料(千円) | R2                    | 12,070 | 千円 |
|           |  |           | R3                    | 12,300 | 千円 |
|           |  |           | R4                    | 12,575 | 千円 |
|           |  |           | R5                    | 12,796 | 千円 |
|           |  |           | R6                    | 12,796 | 千円 |

## 3 総合評価

|                |                 |  |
|----------------|-----------------|--|
| 施設所管部の評価(1次評価) | 管理運営方法の見直し      | 【導入効果】<br>①前指定管理時よりも、人件費や光熱水費の高騰がある中、修繕等の経費削減に努め、必要最小限の支出増にとどめている。<br>②西神楽地区の人口減少、少子高齢化及び新型コロナウイルス感染症の影響により事業参加者や施設利用者が減少したが、アーティスト講座・ボディコンディショニング講座等の新しい事業の実施や、施設の利用環境等を改善整備することで、事業参加者及び施設利用者の増加と地域住民へのサービス向上に努めた。地域関係団体等と協力して事業を実施することのほか、西神楽地区の小中学校との連携を深め、子供や次世代を担う子育て世代が身近に感じる事業を積極的に推進することで、地域と密接に関った事業を展開している。<br>【課題】<br>地域の人口減少や少子高齢化が著しいことから、今後も各年代においての公民館活動を通じた地域力の維持・向上が一層求められている。 |
|                | 今後の管理形態         | <input checked="" type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input type="checkbox"/> 直営<br>理由<br>①直営とするよりも指定管理者を継続する方が、経費面からも有利である。<br>②地域が一体となって管理運営することにより、地域が求める事業の実施や講座参加者の増加など公民館がもつ役割の向上が図られている。<br>③地域が管理運営する公民館が、地域のまちづくり活動の拠点となっている。<br>上記のことから、今後も引き続き指定管理者制度を継続することが必要であり、かつ適当と判断する。  |
|                | 指定管理者制度を継続する場合  |  |
|                | 選定方法            | <input type="checkbox"/> 公募 <input checked="" type="checkbox"/> 非公募  |
|                | 非公募の場合、その理由     | 当該公民館に係る指定管理者については、旭川市公民館条例の規定に基づき、公募によることなく選定することとされ、また公民館の設置目的及び趣旨から西神楽地域の4市民委員会とNPO法人グラウンドワーク西神楽、公民館生涯学習活動団体から構成される西神楽センター運営委員会に引き続き委ねることで、地域の教育力や地域力向上の取組が期待される。   |
|                | 今後の改善点          | ・公民館設置目的の達成やまちづくり活動の拠点としての役割を果たすために、地域関係団体等と協力した取組において地域力向上の取組を図る。<br>・地域の自然や特性を生かした事業や地域課題をテーマとした事業の取組を継続強化する。<br>・ホームページや公民館だよりなどにより、地域の魅力の発信・周知を更に充実する。また、サークル体験などを通して、生涯学習活動を促進することで利用者や講座参加者の拡大を図る。   |
|                | 制度所管部等の評価(2次評価) | 仕様書に基づき適正に管理運営がなされているとともに、地域住民の福祉に寄与する事業を積極的に行っており、地域活動の活性化に寄与している。また複合施設として、相互の資源を活用した効率的な管理運営がなされており、指定管理者制度導入のメリットが認められる。<br>現指定管理者である西神楽センター運営委員会については、地域住民を中心として構成されている団体として施設管理を担い、地域に根ざした取組を積極的に行っており、当該団体が指定管理を行うことが妥当である。引き続き、経費節減に努めながら効率的な経営を行うとともに、更なる利用者の増加に取り組み、地域の活性化に寄与する管理運営を目指すことが望まれる。<br>ただし、今後、担い手不足が懸念される中、当該団体が継続して受け皿になり得るかは不透明なことから、公募についても視野に入れて選定を進めること。              |